

競争入札参加資格者の指名停止を行いました

「玄海町建設工事・委託業務に係る指名停止等に関する規程」により、指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行いました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

- (1) 対象業者：株式会社大林組
(東京都港区港南二丁目15番2号)
町の登録：株式会社大林組 九州支店
(福岡県福岡市中央区天神一丁目14番18号)
期 間：令和8年9月25日 から 令和8年10月24日まで(1か月)

2 指名停止の理由

株式会社大林組が、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和6年12月25日、鰺沢労働基準監督署による立ち入り検査を受け、同年10月4日に発生した作業員に対する労働災害発生状況に関して虚偽の陳述をした。
この件について、令和8年3月24日、鰺沢簡易裁判所から同社及び同社の社員2名が労働安全衛生法違反で略式命令（いずれも罰金20万円）を受け、その刑が確定している。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和8年7月24日に関東地方整備局長から指示処分を受けた。

3 指名停止期間の根拠

【玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程】

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	1か月以上 9か月以内

4 令和6・7年度建設工事等の発注実績

なし